

職員の懲戒処分について

国立大学法人愛知教育大学では、2013年3月19日付けで、本学職員の懲戒処分を行いましたので御報告します。

○処分の理由 生徒への体罰行為

○処分の内容 懲戒処分（戒告）

○処分の概要

当該職員は、部活動の生徒及びクラスの生徒に対して頬をたたく等の体罰を行っていました。生徒たちにけがはなく、既に生徒及びその父母に謝罪をし二度と繰り返さないとの反省の態度を示していることを踏まえ、当該職員の懲戒処分（戒告）としました。

生徒に対する体罰行為はいかなる場合にも絶対に許されないことであり、本法人において当該行為が行われていたことは誠に遺憾であり、深くお詫びを申し上げます。今後はこのようなことが二度と起こらないよう再発防止に全力を尽くすとともに、信頼の回復に努めてまいります。

2013年 3月 19日
国立大学法人愛知教育大学
学長 松田 正久